

那賀町ふるさと寄附返礼品提供事業者募集規定

1 目的

ふるさと納税制度を活用し、那賀町の取り組みを応援していただける方を募り、本町の魅力を発信するとともに、地元特産品の PR や販売促進及び地元産業の活性化などの相乗効果を図るため寄付者への返礼品として贈呈する商品やサービス（以下「返礼品」）をご提供頂ける事業者（以下「提供事業者」）を募集する。

2 募集の要件

提供事業者及び返礼品については、次の要件をすべて満たしているものとする。

※①、②についてはいずれかを満たしているものとする。

（1）提供事業者

- ①町内に事業所がある法人、団体または個人事業者であること。
- ②町内において原材料の主要な部分を生産した製品の加工または販売等を町外で行っている事業者
- ③生産、製造、販売に関する法令などを遵守していること。
- ④町税などの滞納がないこと。
- ⑤代表者などが、暴力団員による不当な行為防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員でないこと。

（2）返礼品

- ①総務省告示第 179 号に基づき、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの（別紙①）
- ②品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取り扱いを可とする。
- ③食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止など関係法令を遵守し、違反していないものであること。
- ④飲食物の場合は、寄付者に返礼品到着後、適切な賞味期限が保証されるものであること。
- ⑤本町が求める場合に、返礼品のサンプルを提供できること（原則として無償）。
- ⑥本町ふるさと寄附金（納税）関連ホームページ等への掲載のため、返礼品に関する情報（返礼品の商品名・説明文・画像データ、返礼品提供事業者名等）を提供可能であること。
- ⑦キャラクター等を使用する場合、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。

3 個人情報の保護

提供事業者は、この事業により取得した個人情報の取り扱いについて、那賀町個人情報保護条例（平成17年3月1日、条例第12号）に基づき、提供情報は返礼品発送のためだけに利用し、第三者へ提供するなど返礼品発送以外に利用することはできない。ただし、パンフレット同封により、寄付者から直接、提供事業者への商品申込み等で入手された個人情報は対象外とする。

4 提供事業者の利点

- (1) 那賀町ふるさと納税ポータルサイトなどに商品画像及び商品名、商品説明、企業名などが掲載される。
- (2) 返礼品発送時に、提供事業者のパンフレットなどを同封頂くことで、提供事業者の販売促進、PRが可能。
- (3) 返礼品の送料は町が負担する。(例外あり)

5 委託事業者

(1) 本町は、寄附の受付や返礼品の発注・配送管理等の業務について、民間事業者の持つ体制やノウハウを活用し効率的かつ効果的に行うため、次の事業者（以下「委託事業者」という。）へ委託します。（委託事業者は提供事業者が選択）

【委託事業者】

- ①株式会社ディ・シー・ティ
鹿児島県枕崎市住吉町39番地
- ②株式会社さとふる
東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13F

6 申込方法

別紙①「那賀町ふるさと寄附返礼品提供事業参加申請書」に必要事項を記入し郵送又は直接・メールにて提出すること。

提出書類については町ホームページからもダウンロード可能。

- (1) 提出書類
・那賀町ふるさと寄附返礼品提供事業参加申請書
- (2) 提出先

〒771-5295 徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104-1
那賀町役場 みらいデジタル課 ふるさと納税担当 宛て

7 参加及び返礼品の決定

町は2に定める要件に基づき、事業への参加及び返礼品等を審査し可否決定する。

8 その他の留意事項

(1) 提供事業者は、返礼品の品質等に関して、寄付者から苦情等があった場合は、慎重に対応または解決に努め、その内容については、町に報告すること。

なお、品質等による保証や、苦情等については、町は一切の責任を負わない。

(2) 町は、登録された提供事業者又は返礼品が2に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その事業者登録や返礼品調達を中止することができる。

(3) 登録された返礼品を変更または辞退する場合は、1ヶ月前までに町へ報告すること。